

# 川西市みつなかホール 使用料金表

## 「川西市公共施設予約システム」のご案内

このシステムを通じて、川西市みつなかホールの【空き状況のみ】をご確認いただけます。  
財団(文化部門)ホームページ「施設予約状況」より「川西市公共施設予約システム(外部リンク)」  
へお進みいただき、ご使用ください。  
施設の使用申し込みについては、直接川西市みつなかホールにお問い合わせください。

<財団(文化部門)ホームページ>

<https://www.kawanishi-bunka-sports.com/bunka/>



# 川西市みつなかホール施設使用料

令和5年4月1日より施設使用料が改定されました。

(単位：円)

使用施設の名称等		使用時間		午 前	午 後	夜 間	昼 間	午 後 夜 及び 間	全 日
		9:00 ? 12:00	13:00 ? 17:00	18:00 ? 22:00	9:00 ? 17:00	13:00 ? 22:00	9:00 ? 22:00		
ホ ー ル	主 体 施 設	平 日		28,000	37,400	45,200	65,400	82,600	110,600
		日曜日、土曜日 及 び 休 日		35,100	46,800	56,400	81,900	103,200	138,300
	部 分 使 用	舞 台	時間別の使用区分ごとに定める使用料の3割						
	付 属 施 設	楽 屋 ①②③		各 1,080	各 1,440	各 1,800	各 2,520	各 3,240	各 4,320
		楽 屋 ④		790	1,130	1,460	1,920	2,590	3,380
文 化 サ ロ ン		平 日		5,040	6,720	8,160	11,760	14,880	19,920
		日曜日、土曜日 及 び 休 日		6,240	8,400	10,200	14,640	18,600	24,840
第 1		セ ミ ナ ー 室		2,160	2,880	3,360	5,040	6,240	8,400
第 2		セ ミ ナ ー 室		1,800	2,400	2,880	4,200	5,280	7,080
第 1		ス タ ジ オ		1,440	1,920	2,280	3,360	4,200	5,640
第 2		ス タ ジ オ		1,200	1,680	2,040	2,880	3,720	4,920

《備考》

- (1) この表において「平日」とは月曜日から金曜日までの日で、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除いた日をいい、「休日」とは同法に規定する休日をいいます。
- (2) 使用者が **1人3,001円以上**の入場料その他これに類するものを徴収するとき、または営利を目的とするときは、この表に定める使用料の **10割に相当する額**を加算します。
- (3) ホールを練習(リハーサル)のために使用するときは、この表に定める使用料の **7割に相当する額**を徴収します。
- (4) 市外居住者(伊丹市、宝塚市、三田市及び猪名川町の区域内に住所を有する者を除く。)が使用する場合は、この表に定める使用料の **5割に相当する額**を加算します。
- (5) 道具・機材等の持込み等に伴い、ガス、水道及び電気を使用するときは、実費を徴収することがあります。
- (6) 使用当日において、やむを得ず使用許可時間を超過して、または繰り上げて使用したときは、当該超過し、または繰り上げる1時間に限り、この表に定める使用料の3割に相当する額を徴収します。この場合において、30分以上は1時間とみなします。
- (7) 使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。

## 川西市みつなかホール附属設備使用料

ホー ル 舞 台 設 備				ホー ル 音 響 設 備				
器 具 名 等	単 位	1 回 の 使 用 料 (円)	備 考	器 具 名 等	単 位	1 回 の 使 用 料 (円)	備 考	
平 台	1 枚	150	花台及び花瓶を含む  指揮者用譜面台を含む	C D プ レ ー ヤ ー	1 台	700	テ ー プ 別	
変 形 平 台	1 組	150		M D プ レ ー ヤ ー	1 台	700		
金 び ょ う ぶ	1 双	2,000		レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	1 台	700		
演 台	1 式	700		カ セ ッ ト テ ー プ レ コ ー ダ ー	1 台	600		
司 会 者 台	1 台	200		マ イ ク (ダ イ ナ ミ ッ ク)	1 本	500		
指 揮 者 台	1 式	700		マ イ ク (コ ン デ ン サ ー)	1 本	700		
譜 面 台 A	1 台	100		ワ イ ヤ レ ス マ イ ク (ス ピ ー 子 用)	1 本	800		
譜 面 台 B	1 台	50		エ レ ベ ー タ ー マ イ ク	1 本	700		
譜 面 灯	1 灯	50		3 点 つ り マ イ ク	1 式	1,500		
椅 子	1 脚	50						
ピ ア ノ 用 椅 子	1 脚	100						
ベ ー ス 用 椅 子	1 脚	100						
				楽 器				
落 語 用 見 台	1 式	300	専用テーブ代別	ピ ア ノ (ス タ ン ウ ィ D-274)	1 台	10,000	ピ ア ノ 用 椅 子 1 脚 を 含 む 。 調 律 料 別	
め ぐ り 台	1 台	200		ピ ア ノ (ヤ マ ハ CF III -S)	1 台	6,000	〃	
				ホー ル 照 明 設 備				
バ レ エ 用 シ ー ト	1 式	4,000		ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 列	1,000		
ひ 毛 せ ん	1 枚	200		シ ー リ ン グ ラ イ ト	1 式	2,000		
地 が す り	1 枚	1,500		ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1 式	1,500		
上 敷 ご ざ	1 枚	100		ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1 式	1,500		
長 ぶ と ん	1 枚	100		フ ロ ン ト サ イ ド ラ イ ト	1 式	1,400		
高 座 用 座 ぶ と ん	1 枚	100		セ ン タ ー ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1 台	1,500		
し ゃ 幕	1 枚	1,500		ス ポ ッ ト ラ イ ト (500 ワ ッ ト)	1 台	200		
ホ ワ イ ト ボ ー ド	1 台	200		〃 (1 キ ロ ワ ッ ト)	1 台	300		
長 机	1 台	150		〃 (1.5 キ ロ ワ ッ ト)	1 台	400		
姿 見 鏡	1 台	150		ス ト リ ッ プ ラ イ ト	1 本	400		
音 響 反 射 板	1 式	5,000		効 果 用 マ シ ン	1 台	800		
オーケストラピット	1 式	3,500		ミ ラ ー ボ ー ル	1 台	600		
ホー ル 音 響 設 備				ス モ ー ク マ シ ン	1 台	1,500		専 用 液 別
基 本 音 響 装 置	1 式	3,500	マ イ ク (ダ イ ナ ミ ッ ク) 2 本 を 含 む	ド ラ イ ア イ ス マ シ ン	1 台	1,500		ド ラ イ ア イ ス 別
移 動 用 音 響 卓	1 式	2,000						
移 動 式 ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー	1 台	800						

ホ ー ル 映 写 設 備				第 2 セ ミ ナ ー 室 付 属 設 備			
器 具 名 等	単 位	1 回 の 使 用 料 (円)	備 考	器 具 名 等	単 位	1 回 の 使 用 料 (円)	備 考
16ミリ映写機	1式	3,500	スクリーンを含む	電子ピアノ(0-500 FP-7)	1台	500	
スライド映写機	1式	1,000	移動式スクリーンを含む	CD・カセット			
オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,200	〃	テープレコーダー	1台	200	
プロジェクター	1台	5,000		<b>ス タ ジ オ 付 属 設 備</b>			
スクリーン	1台	1,000		譜 面 台	1台	50	
移動式スクリーン	1式	500		ピアノ(ヤマハ UX-300)	1台	500	調律料別
<b>ホ ー ル そ の 他</b>				ピアノ(カワイ K-18)	1台	500	調律料別
テレビ中継料(収録含む)		10,000		音響ミキサ(第1スタジオ)	1式	1,200	マイク(ダイナミック)1本を含む
ラジオ中継料(収録含む)		6,000		音響ミキサ(第2スタジオ)	1式	1,000	〃
楽屋シャワー	1式	1,000		ミキサー室		500	
楽屋上敷	1枚	100		マイク(ダイナミック)	1本	200	
<b>文 化 サ ロ ン 付 属 設 備</b>				シンセサイザー	1式	300	
ピアノ(ヤマハ C-7)	1台	3,500	調律料別	ドラムセット	1式	400	
ミキサーワゴン	1式	1,200	CDプレーヤー・マイク(ダイナミック)1本及びカセットデッキを含む	ギターアンプ	1台	300	
マイク(ダイナミック)	1本	300		ベースアンプ	1台	300	
ワイヤレスマイク	1本	800		キーボードアンプ	1台	300	
スポットライト(500ワット)	1台	200		<b>備 考</b>			
液晶プロジェクター	1台	1,200		(1) この使用料は、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)の使用区分をもってそれぞれ1回とし、全日(午前9時から午後10時まで)使用する場合は3回として計算します。			
16ミリ映写機	1式	3,500	電動スクリーンを含む	(2) ホール、文化サロン、セミナー室及びスタジオにおいて当該場所ごとに定められている付属設備以外に他の場所の付属設備を使用する場合は、当該場所に係る付属設備使用料として、当該他の場所に係る付属設備の使用料を適用し、徴収します。			
教材提示装置	1式	1,000	〃	(3) クリーニング代、持込器具のうち電気器具を使用する場合等、この表に規定していないものを使用する場合は、別に実費を徴収します。			
オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,200	〃	(4) 使用許可時間を超過して、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げる1時間に限り、この表に定める使用料の3割に相当する額を徴収します。この場合において30分以上は、1時間とみなします。			
スライドプロジェクター	1式	1,000	〃	(5) 使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。			
ビデオデッキ	1式	800	モニターテレビを含む				
電動スクリーン	1式	500					
展示パネル	1枚	100					
簡易ステージ(W2,400×D1,200×H200-400)	1台	300	ステージ用スカート足台含む				
<b>第 1 セ ミ ナ ー 室 付 属 設 備</b>							
ビデオデッキ	1式	800	モニターテレビを含む				